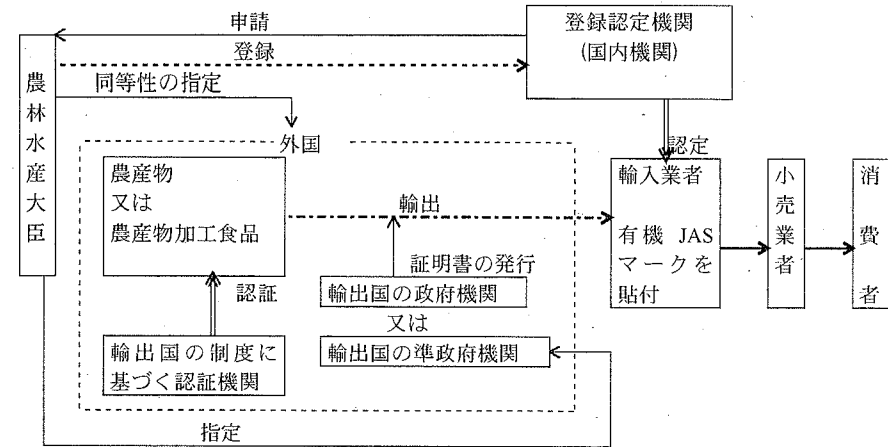


改 正 後	現 行
<p>II 有機加工食品の生産行程管理者</p> <p>（問2-4）同等性を有している国の制度に基づき認定された海外の事業者は、同等性を有している国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取決めに<u>基づき農産物及び農産物加工食品を格付して、自ら有機JASマークを貼付することは可能ですか。</u></p> <p>（答）  <u>同等性を有している国の制度に基づき認定された海外の事業者（以下この問において「海外の認定事業者」という。）は、当該国の格付制度に基づき格付した農産物及び農産物加工食品に自ら有機JASマークを貼付することはできません。</u>  <u>同等性を有する国の格付制度に基づき格付した農産物及び農産物加工食品に格付の表示を付することができるのは、JAS法第15条の2の規定に基づく我が国の認定輸入業者だけです。</u>  <u>ただし、認定輸入業者が、海外の認定事業者に対し、有機JASマークの貼付を委託する場合、受託した事業者は委託契約に従い、当該商品に有機JASマークを貼付することができます。</u></p> <p>（参考）</p>	<p>II 有機加工食品の生産行程管理者</p> <p>（問2-4）同等性を有している国の有機JAS認定事業者は、同等性を有している国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取極に<u>基づき農産物及び農産物加工食品を格付して、有機JASマークを貼付することは可能ですか。</u></p> <p>（答）  <u>同等性を有している国の有機JAS認定事業者は、有機JAS規格に基づき格付した有機農産物及び有機農産物加工食品には有機JASマークを貼付することができます。</u>  <u>しかしながら、同等性を有している国の格付制度で格付された農産物及び農産物加工食品の場合には、有機JASマークを自ら貼付することはできません。同等性を有する国の格付制度に基づき格付した農産物及び農産物加工食品に有機JASマークを貼付できるのは、JAS法第15条の2の規定に基づき格付の表示を行う我が国の認定輸入業者だけです。</u></p> <p>（参考）</p> <p>(1) 我が国の登録認定機関又は登録外国認定機関から認定を受けた外国製造業者等が生産、製造した有機食品に有機JASマークを貼付して流通させる方法</p>

(2) 我が国の登録認定機関から認定を受けた輸入業者が有機 JAS マークを貼付して流通（有機農産物及び有機農産物加工食品に限る）



#### IV 輸入業者

(問 4-4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機 JAS マークを貼付することはできますか。

(答)

認定輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）を輸入して格付の表示を付することができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しないB国である指定農林物資については、認定輸入業者は格付の表示を行うことはできません。

(問 4-5) 我が国が同等性を認めているA国で有機と格付された食品を、我が国が同等性を認めているB国を経由して輸入した場合、当該食品に有機 JAS マークを貼付するためには、どの国の証明書が必要になりますか。

(答)

#### IV 輸入業者

(問 4-4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機 JAS マークを貼付することはできますか。

(答)

認定輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）を輸入して格付の表示（有機 JAS マークの貼付）を行うことができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しないB国である指定農林物資については、認定輸入業者は格付の表示を行うことはできません。

(問 4-5) 我が国が同等性を認めているA国で有機と格付された食品を、我が国が同等性を認めているB国を経由して輸入した場合、当該食品に有機 JAS マークを貼付するためには、どの国の証明書が必要になりますか。

(答)

1 A国内で生産及び格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）がB国に輸入され、B国において新しい属性が付加され、日本に輸出される場合には、日本への輸出国であるB国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書が必要になります。

2 B国に一旦輸入され、新しい属性が付加されずに日本に輸出される場合には、認定輸入業者は、

①又は②のどちらかの書類を有することにより、JASマークを貼付することが出来ます。

① A国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書

② B国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書及び当該指定農林物資に係る生産行程管理者の認定に相当する行為を行ったA国の機関の名称及び住所がわかる書類

A国の機関の名称及び住所がわかる書類としては、A国の機関が発行したA国の生産行程管理者とB国の事業者との取引証明書やA国の生産行程管理者の認証書等が該当しますが、認証書等の場合は、日本へ輸出される指定農林物資が当該指定農林物資であることを特定するため、A国からB国に輸出された際のインボイス等の書類も必要となります。

3 なお、新しい属性が付加されるか否かの判断に当たり、茶等にあつて、品質の向上を図ることを目的として異なる品種をブレンド等する場合には、新しい属性が付加されたときみなされ、B国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書が必要となります。

（問4-6）我が国が同等性を認めている国で有機と格付された食品を日本国内で有機加工食品の原材料として使用する場合に、輸入品の受入れ保管倉庫を経由せず、輸入時のコンテナで直接有機加工食品の生産工場へ輸送し、当該工場において認定輸入業者が原材料となる有機食品に有機JASマークを貼付することはできますか。

（答）

1 有機加工食品の生産工場の施設が、有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準の一に定める輸入品の受入れ及び保管のための施設の条件を満たしていれば直送することができます。

ただし、輸入業者は当該工場を上記認定の技術的基準の「輸入品の受入れ及び保管のための施設」として、認定の範囲に含める必要があります。

2 また、有機加工食品の生産工場において、輸入品の所有権が変更されることから、輸入業者は同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書の内容とインボイス等に記載された指定農林物資の数量とが合致しているか等を確認し、JASマークを貼付した後に生産工場へ当該指定農林物資を引き渡す必要があります。

なお、輸入業者が輸入先（海外）の認定事業者にJASマーク貼付を委託した場合は、輸入された指定農林物資に貼付されたJASマークが適切であることを上記の証明書等により確認した後、生産工場へ引き渡す必要があります。

A国内で生産及び格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）が、B国を経由して日本に輸入される場合には、日本への輸出国であるA国の証明書が必要になります。

また、B国に輸入され、新しい属性が付加され、日本に輸出される場合には、日本への輸出国であるB国の証明書が必要になります。

他方で、B国に一旦輸入され、新しい属性が付加されずに日本に輸出される場合には、認定輸入業者は、①又は②のどちらかの書類を有することにより、JASマークを貼付することが出来ます。

① A国の政府機関が発行した証明書

② B国の政府機関が発行した証明書及び当該指定農林物資に係る生産行程管理者の認定に相当する行為を行ったA国の機関の名称及び住所がわかる書類

A国の機関の名称及び住所がわかる書類としては、A国の機関が発行したA国の生産行程管理者とB国の事業者との取引証明書などが該当します。

なお、新しい属性が付加されるか否かの判断に当たり、茶等にあつて、品質の向上を図ることを目的として異なる品種をブレンド等する場合には、新しい属性が付加されたときみなされ、B国の政府機関が発行した証明書が必要となります。

（問4-6）我が国が同等性を認めている国で有機と格付された食品を日本国内で有機加工食品の原材料として使用する場合に、輸入品の受入れ保管倉庫を経由せず、輸入時のコンテナで直接有機加工食品の生産工場へ輸送し、当該工場において認定輸入業者が原材料となる有機食品に有機JASマークを貼付することはできますか。

（答）

有機加工食品の生産工場の施設が、有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準の一に定める輸入品の受入れ及び保管のための施設の条件を満たしていれば直送することができます。

(問4-7) 認定輸入業者が、同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者に委託することができる「格付の表示に関する事務の一部」とはどのような事務ですか。

[新設]

(答)

認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者に委託することができる「格付の表示に関する事務の一部」とは、指定農林物資にJASマークを貼付する事務のことです。

(問4-8) 同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者が認定輸入業者から委託を受け、日本へ指定農林物資を輸出する前にJASマークを貼付することができるのは、どのような場合ですか。

[新設]

(答)

- 1 認定輸入業者は、同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者（以下この問において「海外の認定事業者」という。）が製造した指定農林物資を輸入し、輸入先国（準政府機関を含む。）の証明書の記載内容等を確認し、JASマークを貼付しますが、海外の認定事業者が自らJASマークの貼付を希望する場合、認定輸入業者が海外の認定事業者に委託して、あらかじめJASマークが貼付された商品を輸入することができます。
- 2 この場合、海外の認定事業者におけるJASマーク貼付が適切に行われることを担保するため、海外の認定事業者は、JASマークの貼付に当たっての留意事項を理解するための講習（Web、メール等による周知も可。）を受講する必要があるため、認定輸入業者は必要に応じて海外の認定事業者が行うJASマーク貼付業務について報告を求め、確認する必要があります。
- 3 この措置は、日本に有機食品を輸出する際、認定輸入業者自らが有機JASマークの貼付を行うこととする従来の方法が円滑な貿易の妨げとなっていることから、手続の簡略化を図るために上記の方法としたものです。認定輸入業者におかれては、手続の簡略化を図った趣旨を理解していただき、海外の認定事業者が自らJASマークの貼付を希望する場合、委託できない正当な理由がない限り有機JASマークの貼付を委託してください。

(問4-9) 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者にJASマークの貼付を委託する場合、委託契約の内容はどのようなものになるのですか。

[新設]

(答)

委託契約書の例は以下のとおりです。

なお、認定輸入業者は、委託する業務の内容について、あらかじめ格付表示規程に具体的に規定しておく必要があります。

有機JASマークの貼付業務に関する委託契約書（乙がEU加盟国内事業者の場合の例）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十五条の二に基づき登録認定機関の認定を受けた輸入業者（以下「甲」という。）とEU加盟国内でEU有機規則に基づく認定を受けた事業者（以下「乙」という。）は、有機農産物又は有機農産物加工食品（EUの格付の制度に基づき格付が行われたものに限る。以下「有機食品」という。）への有機JASマーク（以下単に「マーク」という。）の貼付に関する業務について、委託契約（以下「本契約」という。）を次のとおり締結する。

（委託契約）

第一条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 乙は、マーク貼付の担当責任者を選任し、当該担当責任者に対し、甲が指定する資料により、マーク貼付の対象となる有機食品の範囲、マークの様式及び送り状の記載方法等の内容を把握させる。
- (2) 乙は、甲が指定する様式のマーク又は甲が送付するマークを、甲向けに出荷する有機食品に貼付する。
- (3) 乙は、甲向けに出荷する有機食品に、名称、ロット番号並びにマークを貼付した有機食品の数量及び出荷日を記載した送り状を添付するとともに、その写しを保存する。
- (4) 乙は、マークの貼付について甲から照会があったときには適切に対応する。

（費用）

第二条 本業務の委託に関する費用は、無償とする。

（契約期間・契約更新）

第三条 契約期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

- 2 契約期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

（再委託）

第四条 乙は、本業務の全部を一括して第三者（EU加盟国内でEU有機規則に基づく認定を受けた事業者に限る。以下この条において同じ。）に委託すること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。なお、あらかじめ甲の承認を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

（秘密保持）

第五条 甲及び乙は、本契約期間中又は期間終了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

（担保責任）

第六条 乙がマークの貼付義務を履行するにあたり、重大な瑕疵があった際は、乙はその際の損害等の一切の費用を負担する。

(解除)

第七条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) どちらか一方が、認定機関から認定の取消し、停止等の処分を受けたとき
- (2) どちらか一方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されないとき
- (3) 相手方への重大な背信行為等、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

(協議)

第八条 この契約に定めのない事項又は、この契約条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

2013年〇月〇日

甲 住所  
会社名  
代表者

乙 住所  
会社名  
代表者

(問4-10) 同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者が、認定輸入業者からJASマークの貼付業務を受託する場合、海外の事業者は認定輸入業者に対して手数料を支払う必要がありますか。

[新設]

(答)

同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者（以下この問において「海外の認定事業者」という。）が認定輸入業者から受託するJASマーク貼付業務は、本来認定輸入業者が行う行為を海外の認定事業者が替わりに行うものであり、委託契約を締結する際には、認定輸入業者は海外の認定事業者に対して金銭的負担を課することがないように留意願います。

(問4-11) 有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準において、輸入業者が外国の事業者には有機JASマークの貼付を委託する場合、格付表示規程に記載すべき事項となっている「受託者の監督に関する事項」とはどのようなことを記載するのですか。

[新設]

(答)

受託者の監督に関する事項とは、認定輸入業者が委託した有機JASマークの貼付作業が適切に実施されていることを確認し、必要に応じて報告を求めるとともに必要な事項のことです。

具体的には、①有機JASマークの適切な貼付方法及び数量管理方法についての指示に関する事、②有機JASマークの貼付の記録についての報告に関する事、③有機JASマークの数量管理についての報告に関する事等を規定する必要があります。

なお、受託者の監督については、あくまでJASマークの適切な貼付を担保する観点から必要最小限の範囲で行われるものであり、受託者である海外の事業者に対し過大な負担を負わせるものではないことに留意願います。

(問4-12) 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者にはJASマークの貼付を委託する場合、受託先に置く格付表示担当者を補佐する者はどのような講習を受ける必要があるのですか。

[新設]

(答)

1 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者（以下この問において「海外の認定事業者」という。）に、JASマークの貼付を委託する場合、海外の認定事業者がJASマーク貼付に当たっての留意事項を理解し、JASマーク貼付業務を適切に行う必要があります。

このため、有機農産物及び有機加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準において、海外の認定事業者には、格付表示担当者を補佐する者を置くこととしています。

2 格付表示担当者を補佐する者がJASマーク貼付に当たり留意すべき事項は、①委託元の認定輸入業者向けに出荷する指定農林物資のみに当該輸入業者が指定したJASマークを貼付すること、②委託元の認定輸入業者に対しJASマーク貼付数量等を報告するとともに、その記録を保管すること等となりますが、格付表示担当者を補佐する者は、これらの留意事項を理解するために「格付の表示に関する課程」についての講習を修了する必要があります。

3 なお、講習については、格付表示担当者を補佐する者に下記の留意事項をWeb、メール等により周知し、理解させることをもって「格付の表示に関する課程」を修了したものとみなします。

#### 有機JASマーク貼付の受託にあたり特に留意すべき事項

「有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準」の五に規定する

講習会については、以下の事項を熟読し、理解することにより、講習会において格付の表示に関する課程を修了したものとします。

## 1 認定輸入業者から委託を受けJASマークを貼付できる農林物資

有機JASとの同等性の制度を利用して、日本に輸出できる農林物資（認定輸入業者から委託を受け、JASマークを貼付できる農林物資）は、有機農産物と有機農産物加工食品のみです。

### ① 有機農産物（きのこを含む。）

例：野菜、果実、穀類、コーヒー生豆、サトウキビ、きのこ

### ② 有機農産物加工食品 原材料に占める畜産物及び畜産物加工品の合計が5%以上のものを除く。

例：野菜加工品、果実加工品、穀類加工品、コーヒー豆、砂糖、ブラックチョコレート、紅茶

注意：上記①、②以外の有機畜産物等については、認定輸入業者の委託を受けて有機JASマークを貼付することができません。

## 2 有機JASマークの貼付

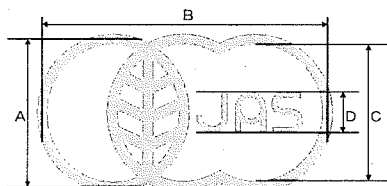
### (1) 有機JASマーク貼付の担当責任者の選任

認定輸入業者から有機JASマーク貼付の受託にあたり、まず、JASマーク貼付の担当責任者を選任する必要があります。担当責任者は、JASマークを貼付する商品、有機JASマークの様式、認定輸入業者への報告の記載方法など、JASマーク貼付についての受託内容を把握します。

### (2) 有機JASマークの様式の確認

有機JASマークは下図のとおりであり、認定輸入業者を認定した認定機関名も記載することになっています。このため、認定輸入業者が指定する様式の有機JASマークを貼付する必要があります。

図：有機JASマークの様式



認定機関名

注意：複数の認定輸入業者からJASマーク貼付の委託を受けている場合、委託元の輸入業者によって、有機JASマークに記載されている認定機関名が異なる場合があります。

このため、委託元の輸入業者がそれぞれ指定する有機JASマークの様式を確認し、JASマークを貼付する必要があります。

(1) Aは、5mm以上とする

(2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの3/10とする。



(3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。

(4) 認定機関名は、略称を記載することができる。

(5) 色については特に定めがない。

(3) JASマークの貼付後の対応（認定輸入業者への報告等）

認定輸入業者に出荷する有機食品にJASマークを貼付した場合、その有機食品の名称、JASマークを貼付した数量及び貼付日（可能なものについては、その他ロット番号、重量等）を記載した書類を輸出荷口ごとに作成のうえ、認定輸入業者に報告してください。また、添付した書類の写しも保存してください。

添付した書類の記載内容については電子媒体での保存も可能です。

参考までに認定輸入業者の報告の様式例を添付します。なお、インボイスの中に有機食品の数量とJASマーク貼付枚数を記載するか、又はこれらの数量が同じであることを明記する場合には、別途報告様式を作成する必要はありません。

表：認定輸入業者への報告（例）

認定輸入業者 あて		JASマーク貼付数量について			
インボイスNo.: ABCD-123					
商品名	ロット番号	有機食品		JASマーク	
		数量	重量	貼付枚数	貼付日
有機レーズン	abc-123	1,000cs	20,000kg	1,000	2013年4月1日
大豆	def-456	200bags	6,000kg	200	2013年4月2日
トマトジュース	ghi-789	100cs	240kg	1,200	2013年4月3日
備考	上記のほか輸入業者に伝えたいことを記載する(証明書の番号など)				
日付 同等国のメーカー担当者 サイン					

3 その他

有機JASマークの他に日本以外の有機制度による認証マーク等を併せて表示することも可能です。

V 日本農林規格

1 有機農産物の日本農林規格

(第4条 ほ場、採取場 関係)

(問 8 - 2) 開拓されたほ場や耕作の目的に供されていないほ場において農産物の生産を開始したとみなされる時点はどの時点ですか。

(答)

耕作のための草刈り、耕うん、堆肥の投入、作物のは種又は植付け、緑肥のは種等の作業を実施し、その作業が有機的に管理される作物の作付けにつながる作業である場合には、農産物の生産を開始したと見なすことができます。草刈りや耕転を行ったもののその後作付けを行わなかった場合には、草刈りや耕うんを行った時点を生産物の生産を開始したと見なすことはできません。

(別表2 関係)

(問 16 - 2) 「有機農産物の日本農林規格」の別表2の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。

(答)

コーデックスガイドラインの付属書2の表2のⅢにおいて、「生物学的病害虫防除に用いる微生物」は *Bacillus thuringiensis* (バチルス細菌)、顆粒症ウイルスなどの微生物(バクテリア、ウイルス、カビ類)であることとされていること、また、微生物が産出する物質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材として認められていない抗生物質等が含まれていることから、「天敵等生物農薬」については、天敵等の生物や微生物(生菌、死菌の別を問わない。)そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しないこととします。

具体的には、下記の農薬が「天敵等生物農薬」に該当します(平成25年2月末現在)。

- ・ BT水和剤、BT粒剤(生菌、死菌を問わない)
- ・ アグロバクテリウム ラジオバクター剤
- ・ アリガタシマアザミウマ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ 非病原性エルビニア カロトポーラ水和剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ・ コニオチリウム ミニタンス水和剤
- ・ コレマンアブラバチ剤
- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ シュードモナスフルオレッセンス水和剤
- ・ ショクガタマバエ剤

V 日本農林規格

1 有機農産物の日本農林規格

(第4条 ほ場、採取場 関係)

(問 8 - 2) 開拓されたほ場や耕作の目的に供されていないほ場において農産物の生産を開始したとみなされる時点はどの時点ですか。

(答)

耕作のための草刈り、耕転、堆肥の投入、作物のは種又は植付け、緑肥のは種等の作業を実施し、その作業が有機的に管理される作物の作付けにつながる作業である場合には、農産物の生産を開始したと見なすことができます。草刈りや耕転を行ったもののその後作付けを行わなかった場合には、草刈りや耕転を行った時点を生産物の生産を開始したと見なすことはできません。

(別表2 関係)

(問 16 - 2) 「有機農産物の日本農林規格」の別表2の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。

(答)

コーデックスガイドラインの付属書2の表2のⅢにおいて、「生物学的病害虫防除に用いる微生物」は *Bacillus thuringiensis* (バチルス細菌)、顆粒症ウイルスなどの微生物(バクテリア、ウイルス、カビ類)であることとされていること、また、微生物が産出する物質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材として認められていない抗生物質等が含まれていることから、「天敵等生物農薬」については、天敵等の生物や微生物(生菌、死菌の別を問わない。)そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しないこととします。

具体的には、下記の農薬が「天敵等生物農薬」に該当します(平成24年1月末現在)。

- ・ BT水和剤、BT粒剤(生菌、死菌を問わない)
- ・ ポーベリア ブロンニアティ剤
- ・ パーティシリウム レカニ水和剤
- ・ ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ ポーベリア バシアーナ乳剤
- ・ スタイナーネマ カーポカプサエ剤
- ・ スタイナーネマ グラセライ剤
- ・ モナクロスポリウム フィマトバガム剤
- ・ パスツーリア ペネトランス水和剤
- ・ チリカブリダニ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ・ ミヤコカブリダニ剤
- ・ コレマンアブラバチ剤

- ・ スタイナーネマ カーボカプサエ剤
- ・ スタイナーネマ グラセライ剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤
- ・ タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・ タラロマイセス フラバス水和剤

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

- ・ チチュウカイツヤコバチ剤
- ・ チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ チャバラアブラコバチ剤
- ・ チリカブリダニ剤

・ トウガラシマイルドモットルウイルス弱毒株水溶剤

- ・ トリコデルマ アトロピリデ水和剤
- ・ ドレクスレラ モノセラス剤
- ・ ナミテントウ剤
- ・ ナミヒメハナカメムシ剤
- ・ パーティシリウム レカニ水和剤
- ・ パスツーリア ベネトランス水和剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・ バチルス シンプレクス水和剤
- ・ バチルス ズブチリス水和剤
- ・ ハモグリコマユバチ剤
- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ バリオボラックス パラドクス水和剤

- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ パーティシリウム レカニ水和剤
- ・ ベキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ乳剤
- ・ スタイナーネマ カーボカプサエ剤
- ・ スタイナーネマ グラセライ剤
- ・ モナクロスポリウム フィマトバガム剤
- ・ パスツーリア ベネトランス水和剤
- ・ チリカブリダニ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ・ ミヤコカブリダニ剤
- ・ コレマンアブラバチ剤
- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ アリガタシマアザミウマ剤
- ・ ショクガタマバエ剤
- ・ タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・ ナミテントウ剤

[追加]

- ・ ナミヒメハナカメムシ剤
- ・ ヤマトクサカゲロウ剤
- ・ チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ タラロマイセス フラバス水和剤
- ・ トリコデルマ アトロピリデ水和剤
- ・ アグロバクテリウム ラジオブクター剤
- ・ 非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤
- ・ シュードモナスフルオレッセンス水和剤
- ・ バチルス ズブチリス水和剤
- ・ ドレクスレラ モノセラス剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤

- ・ ペキロマイセス テヌイベス乳剤
- ・ ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ剤
- ・ ボーベリア バシアーナ水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ乳剤
- ・ ボーベリア ブロンニアティ剤
- ・ ミヤコカブリダニ剤
- ・ モナクロスポリウム フィマトバガム剤
- ・ ヤマトクサカゲロウ剤

(問 21 - 5) 原材料は、格付の表示が付されているものに限られていますが、我が国の製造業者は、有機 J A S 基準と同等の制度を有すると認められた国におけるその国の制度に基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、格付表示がなくても、証明書等をもって原材料として使用できますか。

(答)

有機 J A S 制度と同等の制度を有すると認められた国において、その国の制度に基づき認定を受けた有機農産物等（有機農産物及び有機農産物加工食品に限る。）で当該国政府等の証明書が添付されたものを有機である旨を表示して国内で流通・販売するためには、認定輸入業者が有機 J A S マークを貼付する必要があります。

また、有機加工食品の原材料とする場合には有機 J A S マーク（格付表示）が貼付されたものを使用することが必要です。

しかしながら、我が国の製造業者（有機 J A S 認定事業者）が有機 J A S の認定輸入業者となれば、同等国からの輸入有機農産物等について、有機 J A S 規格と同等の農産物等であることが当該国政府等から入手した証明書や管理記録をもって確認できるので、自ら有機食品を製造するために原材料として用いるものについては有機 J A S マークの貼付作業を省略し、それらを原材料として使用することは可能です。

[図を改正]

- ・ コニオチリウム ミニタンス水和剤
- ・ チチュウカイツヤコバチ剤

[追加]

[追加]

- ・ バリオボラックス パラドクス水和剤
- ・ ペキロマイセス テヌイベス乳剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤
- ・ パチルス シンプレクス水和剤
- ・ チャバラアブラコバチ剤

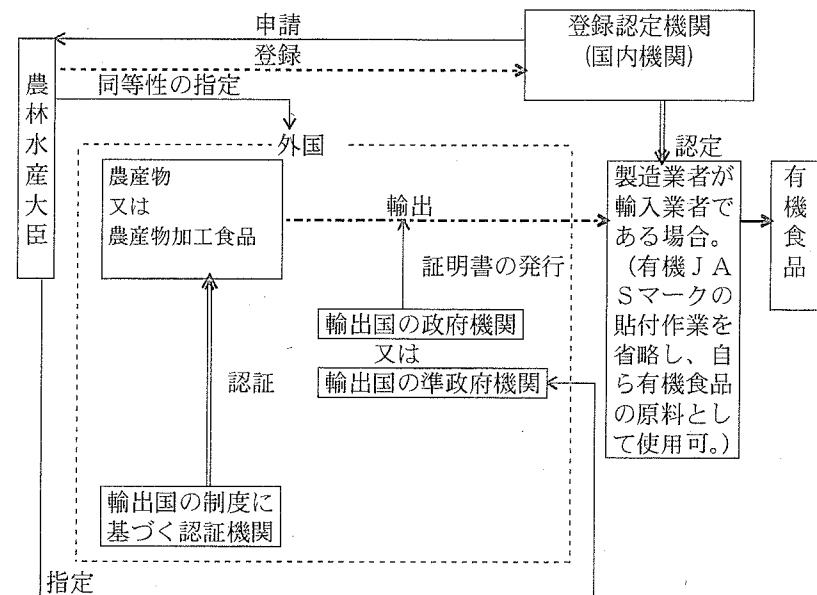
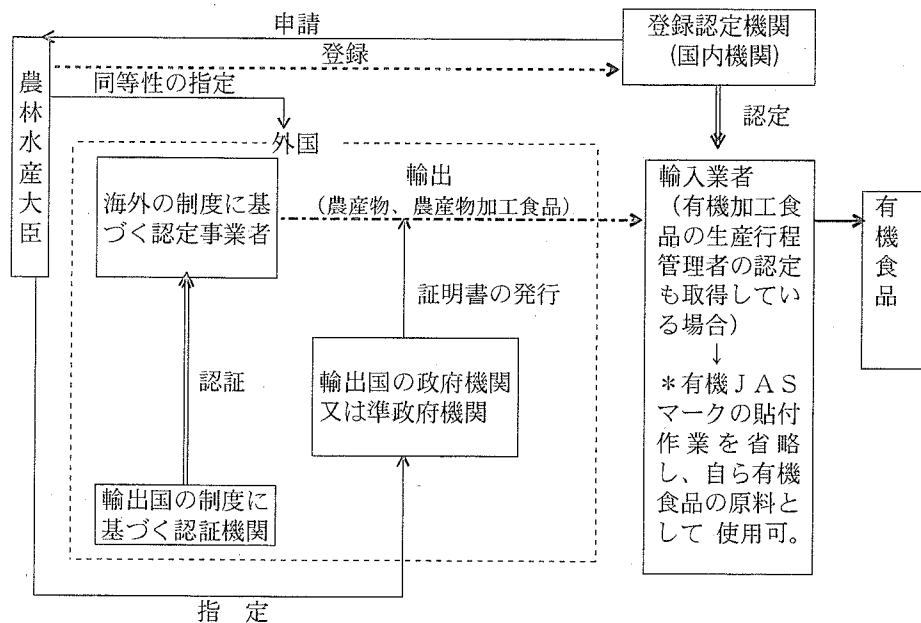
(問 21 - 5) 原材料は、格付の表示が付されているものに限られていますが、我が国の製造業者は、有機 J A S 基準と同等の制度を有すると認められた国におけるその国の制度に基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、格付表示がなくても、証明書等をもって原材料として使用できますか。

(答)

有機 J A S 制度と同等の制度を有すると認められた国において、その国の制度に基づき認定を受けた有機農産物等（有機農産物及び有機農産物加工食品に限る。）で当該国政府等の証明書が添付されたものを有機である旨を表示して国内で流通・販売するためには、認定輸入業者が有機 J A S マークを貼付する必要があります。

また、有機加工食品の原材料とする場合には有機 J A S マーク（格付表示）が貼付されたものを使用することが必要です。

しかしながら、我が国の製造業者（有機 J A S 認定事業者）が有機 J A S の認定輸入業者となれば、同等国からの輸入有機農産物等について、有機 J A S 規格と同等の農産物等であることが当該国政府等から入手した証明書や管理記録をもって確認できるので、自ら有機食品を製造するために原材料として用いるものについては有機 J A S マークの貼付作業を省略し、それらを原材料として使用することは可能です。



2 有機加工食品の日本農林規格  
(第5条関係)

(問 22 - 3) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのような表示が許されるのですか。

(答)

有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、名称や商品名に「有機食パン(有機ミルク〇%入り)」等と使用した畜産物名を含めて記載したり、「有機食パン(農畜産物加工食品)」等と表示すること、又は有機農畜産物加工食品である旨の説明書きを記載することにより、有機農産物加工食品でないことが明確になります。

2 有機加工食品の日本農林規格  
(第5条関係)

(問 22 - 3) 有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が、有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものには、どのような表示が許されるのですか。

(答)

有機農畜産物加工食品のうち、一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、名称や商品名に「有機食パン(有機ミルク〇%入り)」等と使用した畜産物名を含めて記載したり、「有機食パン(農畜産物加工食品)」等と表示すること、又は有機農畜産物加工食品である旨の説明書きを記載することにより、有機農産物加工食品でないことが明確になります。

